

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、村、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響に伴い、失業、休業、自宅待機などを余儀なくされ、生活への不安や生活資金の不足、納税などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。様々な制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

生活支援に関すること★...泉崎村単独事業

	相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
貸付	休業したことで家計が厳しい	緊急小口資金	貸付上限：20 万円以内 据置期間：1 年以内 償還期間：2 年以内 無利子・保証人不要	休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ＊償還免除特例あり	泉崎村社会福祉協議会 ☎54-1555
	失業したことで家計が厳しい	総合支援資金	貸付上限： 2 人以上 月 20 万円以内 単身 月 15 万円以内 貸付期間：3ヶ月以内 据置期間：1 年以内 償還期限： 10 年以内 無利子・保証人不要	失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ＊償還免除特例あり	
	保育園、学校等の臨時休業等により、一時的に就労収入が減ってしまった	母子父子寡婦 福祉貸付金	（生活資金枠） 貸付限度額： 月額 105,000 円 無利子	父または母がいない世帯	県南保健福祉事務所 ☎22-5647
	親からの仕送りの減額やアルバイト先からの雇止めによる収入減など	★ 泉崎村緊急修学 援助奨学金	貸付限度額： 専門学校/短大/大学 最大 50 万円 返済期間：卒業後 5 年以内 無利子	・在学中でコロナウィルスに伴う経済的理由により借受を必要とする方 ・村税等の滞納がないこと等	学校教育係 ☎ 54-1533

	相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
給付	一律 10 万円を支給 する給付金	特別定額給付金	すべての住民に 1 人につき一律 10 万円を給付	未申請の方は手続きをお願いします。8 月 1 4 日締切	総務課 ☎ 53-2111
	子育て世帯の生活支援	子育て世帯 臨時 特別給付金	児童 1 人につき 1 万円を支給	令和 2 年 3 月 31 日時点で児童 手当（特例給付を除く）を受 給している方 ＊所得制限あり	住民係 ☎53-2112
	廃業や離職等で収入が減り、住居を失うかもしれない	住居確保給付金	給付額： 33,000 円～ 51,480 円 支給期間：原則 3 ヶ月（最長 9 ヶ月）	離職・廃業から 2 年以内 または休業等により収入が減少し、離職等と同程度にある方	生活自立サポートセンター県南事務所 ☎0247-57-7141
	マスクを入手できない（第 2 波に備えてマスクを確保したいなど）	★ 布マスクの配布	布マスクの配布 1人 2 枚	全世帯（高校生以上）	福祉係 ☎54-1333
		★ 布マスクの配布	布マスクの配布 1 人 3 枚	幼稚園児、小中学生	学校教育係 ☎54-1533

猶予・減免に関すること

	相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
猶予	村の税金の納付が難しい	村税の徴収 猶予	無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。 猶予期間：最大 1 年間	新型コロナウイルス影響により ①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね 20%以上減少②一時的に納税を行うことが困難。※①②のいずれも満たす方	税務係 ☎53-2113
	上下水道料金の納付が難しい	★ 上下水道料金の 支払の 猶予	水道料金 2～5 月使用分 下水料金 4～7 月使用分の支払いを最長 4 ヶ月まで納期を延長	（対象）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少し、一時的にお支払いが困難な事情のある使用者 （要件）個別相談にて対応	建設水道係 ☎53-2114
	村の奨学金の返還が難しい	★ 泉崎村育英基金（奨学金） 償還 猶予	育英基金奨学生の償還猶予	新型コロナウイルスに伴う経済的理由による育英基金の償還期間を 変更や 猶予	学校教育係 ☎54-1533
	村営住宅及び定住促進住宅の家賃の支払が難しい	★ 村営住宅等家賃減免措置	村営住宅使用料 4～7 月使用分、定住促進住宅使用料及び共益費 4～7 月使用分の支払いを最長 4 ヶ月まで納期を延長	（対象）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少し、一時的にお支払いが困難な事情のある使用者 （要件）個別相談にて対応	建設水道係 ☎53-2114
その他	コロナウィルスに感染又は感染の疑いにより、療養のため働くことができなかった	傷病手当金（国民健康保険）	手当額： 1 日当たりの支給額 [=（直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2／3）] × 支給対象となる日数	泉崎村の国民健康保険加入者でかつ支給要件を満たしている方 ＊上記以外の方については、ご加入の健康保険の保険者へご確認ください。	住民係 ☎53-2112

その他の相談（村民・事業者共通）

相談内容	相談窓口	問い合わせ先
感染したかもしれない	帰国者・接触者相談センター	・帰国者・接触者相談センター ☎0120-567-747 毎日（24 時間／土日祝日含む）
感染症予防の方法などを知りたい	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	・泉崎村一般相談（保健福祉総合センター） ☎54-1335 平日のみ：8 時 30 分～ 17 時 15 分 ・福島県一般相談（コールセンター） ☎0120-567-177 平日：8 時 30 分～ 21 時 土日：祝日 8 時 30 分～ 17 時 15 分
感染症の流行や長期的な自粛により、心にストレスや不安を感じている	新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口	・こころの電話（福島県精神保健福祉センター） ☎024-535-5560 平日 9 時～ 17 時

※支援制度の内容は、令和 2 年 6 月 3 0 日現在の内容のものとなっています。ご紹介した支援制度は、内容が日々更新されているものがありますので、詳しくは相談窓口へお問い合わせください。発行：泉崎村役場総務課（担当：総務係 53-2111）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、村、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響に伴い、事業継続、雇用関係、納税等でお困りの事業者のみなさまへの支援を実施しています。様々な制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

事業支援に関すること

★...泉崎村単独事業				
相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
貸付		融資限度額： 国民生活事業 6,000 万円	コロナウイルスの影響を受けた中小企業、小規模事業者で 次のいずれかに該当する方	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	（小規模事業者向） 中小企業事業 3 億円 （中小企業向け） 返済期間 運転資金 15 年以内 設備資金 20 年以内 ※基準利率 3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率 （注）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。	①最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3ヶ月以上1 年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少している方 ・過去3ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の平均売上高	日本政策金融公庫（国民生活事業） ☎024-923-7140 （中小企業事業） ☎024-522-9241
給付		★新型コロナウイルス感染症対策利子等補給金	令和2年1月より村内で操業を開始した事業所で、業績の悪化している業種の認定を受けていること「融資限度」運転資金、設備資金4,000万円限度「融資期間」※10年以内（うち据置5年以内）	産業係 ☎53-2430

相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
給付		自粛などで売上が半減してしまった	法人200 万円 個人事業者 100 万円 ＊昨年 1 年間の売上からの減少分を上限	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
		従業員に仕事を休んでもらうなら	休業手当等の一部を助成 中小企業 4／5、大企業2／3 解雇を行わなかった場合 中小企業9／10、大企業3／4	コロナウイルスの影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための従業員に休業手当を支給した場合など ハローワーク 白河 ☎24-1256
		子どもがいる従業員のために	助成額：労働者 1 人 1 日つき 8,330 円上限 助成率：10／10	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター☎0120-60-3999

相談内容	名 称	内 容	対象者・要件	相談窓口
給付		個人事業主で子どもがいる場合	小学校休業等対応支援金 助成額： 就業できなかった日 1 日につき 4,100 円	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター ☎0120-60-3999
		休業・営業時間の短縮等で生活が厳しい	★ 新型コロナウイルス感染症対策協力金	【一律 1 0 万円給付】 （対象）：飲食店・居酒屋・喫茶店・スナック・ホテル業 （要件）：休業・営業時間の短縮。令和 2 年 4 月28日～5月6 日までの期間中4日以上休業や、営業時間短縮期間中の営業時間を午後8時までとし、お酒等の提供を午後7時までとした事業所
		売上げが落込み経営が厳しい	★新型コロナウイルス感染症対策支援給付金	【一律 1 0 万円給付】 （対象）：中小企業 個人事業所 （要件）：売上等が前年同月（2月～5月）と比較して1カ月で20%以上減少している事業所
		福島県の休業要請に基づいて休業、短縮営業をした場合	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	（給付額） 1 事業所につき 10 万円 賃借物件で営業の場合 10 万円加算、賃借物件で複数事業所の場合20 万円加算 緊急事態措置の期間のうち、県の対象となっている業種で、少なくとも令和 2 年4月28日から5月6日まで、施設の休止または営業時間の短縮をしている

猶予	村の税金の納付が難しい	徴収猶予の特例	無担保かつ延滞金なしで納税が猶予・減免されます。 猶予期間：最大 1 年間	コロナウイルスの影響により、 ①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね 20%以上減少 ②一時に納税を行うことが困難 ※いずれも満たす方 （対象）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少し、一時的にお支払いが困難な事情のある使用者 （要件）個別相談にて対応	税務課 ☎53-2113 県南地方 振興局県税部 ☎23-1514
	県の税金の納付が難しい				
	国の税金の納付が難しい	国税の納税猶予の特例			白河税務署 ☎22-7111
	上下水道料金の納付が難しい	★ 上下水道料金の支払の猶予			建設水道係 ☎53-2114

その他の相談

相談内容	相談窓口	問い合わせ先
雇用調整助成金（休業、休業手当）など労務の相談	労務に関する無料電話相談	福島県社会保険労務士会 024-526-2270 平日（祝日を除く）9 時～ 16 時
中小企業、小規模事業者、農林業者向けの融資制度や手続き	事業資金相談ダイヤル	事業資金相談ダイヤル（日本政策金融公庫） 0120-154-505 平日 9 時～ 17 時
コロナウイルスの影響を受けて、資金繰りや経営、雇用、就労に関する相談をしたい	商工関係事業所相談	泉崎村商工会 ☎53-2202 福島県経営金融課 ☎024-521-7288 福島県雇用労政課☎024-521-7290 平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分
コロナウイルスの影響による法的な問題などについて弁護士に相談したい	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル ☎0570-001-240 つながらない場合 ☎0570-073-567 平日 10 時～ 12 時、13 時～ 16 時